

【令和7年第4回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和7年12月16日 文教委員長 加藤 孝明

○「議案第177号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」 《主な質疑・答弁等》

* 今回設置する学校事故等調査委員会の委員の構成及び委員定数を5人以内とした理由について

国が示す指針に基づき、学識経験者や医師、弁護士など、学校事故に関する専門家を選定することとし、適切な定数として5人以内と設定した。

* 当該委員会の設置体制及び委員の選定に係る保護者の意向の反映について

当該委員会は常設による設置を予定している。また、個別の事案に応じ、事故に遭った児童生徒の保護者と相談し、臨時的に委員を選定する場合があると認識している。

* 学校敷地外の事案に関する当該委員会における調査について

国の示す指針では、学校の管理下における事件、事故及び災害を対象としていることから、学校を起因としない事案は対象外である。

* いじめに関する事案の当該委員会における調査について

いじめの重大事態調査に関しては、当該委員会とは別に常設で委員会を設置しており、いじめ問題専門・調査委員会において対応する。

* 教員からの体罰に関する事案の調査について

個別の事案に応じ、対応する。

* 当該委員会の会議内容における情報公開について

会議の内容に応じて、非公開となる場合がある。また、事故の当事者には調査内容について適宜情報提供することを考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第182号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 印影登録に関する改正内容について

印影について、紙の登録原票による保存から電磁的記録へと変更するものである。既に保存している紙の登録原票も電子化し、電子化終了後の紙の原票については一定期間保存した後に廃棄する。

* 印影の電子化に伴う運用上の安全対策について

登録する印影のデータは住民基本台帳と併せて区役所事務サービスシステムと一緒に運用する印鑑登録システムで管理し、ガバメントクラウドにおいて、保存データを暗号化することにより安全性を担保している。

《意見》

* マイナンバー制度に反対であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 183 号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 189 号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 保育士の資格要件を拡大することによる本市での保育士採用への影響について
地域限定保育士の資格要件拡大に伴う本市への大きな影響は想定していない。
- * 施設内虐待を防止するための運用ルールの現状について
国のガイドラインに基づき、市独自でガイドラインを策定して運用している。
- * 保育士資格要件拡大に伴う施設内虐待に対する安全確保策への取組について
児童福祉法改正等に伴う対応策について局内で検討し、児童福祉審議会にも意見を聞きながら体制整備を行っている。

《意見》

- * 保育士の資格要件拡大後においても、採用時における犯罪歴の確認など、施設内虐待に対する安全確保策について充実を図ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 190 号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 菅生保育園の移転に伴う旧地域子育て支援センターの代替施設について
令和 7 年度末の地域子育て支援センター閉所後、当該保育園に新設する地域子育て支援スペースにおいて、地域の子育て支援機能を担うこととしている。
- * 旧地域子育て支援センターと地域子育て支援スペースの差異について
地域子育て支援センターでは専任職員が 1 人以上常駐する。地域子育て支援スペースでは専任職員が常駐しないものの、保育園に保育士、看護師及び栄養士等の職員が常駐しており、子育てに関する相談に常時対応できる体制となるほか、園庭の利用も可能になる。
- * 地域子育て支援スペースに関する要綱及び法律上の位置付けについて
要綱は作成しておらず、法律上も位置付けはない。
- * 地域子育て支援スペースにおける子育て支援に関する講習の実施予定について
現時点では予定していないが、地域の要望に応じて地域支援機能の充実を図る予定である。
- * 地域子育て支援センターすがおを閉所する判断に至った理由について

菅生保育園の園舎の耐震性能が不足していることが明らかとなつたため、旧地域子育て支援センターすがおの施設を改修し、菅生保育園を移転することに伴いセンターを閉所することとなった。今後、全市的に地域の子育て支援強化を図るに当たり、従来の地域子育て支援センターの重要性を踏まえつつ、保育所を含めた地域全体で子育て支援機能の強化を検討する予定である。

* 地域子育て支援センターの個所数が減った事例及び区内で個所数が減った事例について

「地域子育て支援センターふじさき」が、公立の地域子育て支援センターが設置されていなかった中原区へ移転し、地域子育て支援センターなかはらとして運営を開始しており、同様の事例は今回が初めてではない。

* 当該保育園の移転に伴う利用定員等への影響について

移転に伴う利用定員の変更はない。

* 当該保育園の住所変更に伴う条例改正の必要性について

地方自治法第244条の2に基づき、公の施設及びその管理に関する事項として、施設の位置に関しても条例により定めている。

《意見》

* 本議案には賛成であるが、保育所の移転に伴い宮前区内で地域子育て支援センターが1か所減ることについては反対である。地域子育て支援スペースへの機能移転に当たり、センターにおいて定められていた要綱等の法的根拠が無くなること、常駐する専任職員がいなくなること等により、利用に支障を来すことを懸念している。地域子育て支援センターの新設、又は地域子育て支援スペースにおける要綱の作成及び専任職員の配置を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第191号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 保育士の資格要件拡大に伴う保育士の質の確保について

保育子育て総合支援センター及び各区の保育総合支援担当が中心となり、保育関係の団体等と協力し、連携会議の開催、研修等の機会を通じて、市全体で保育士の質の向上に向けて取組を進めている。

* 県が実施する地域限定保育士試験と通常の保育士試験の試験内容の差異について

筆記試験は国の要領に基づいて実施しており、双方の試験内容に差異はない一方で、実技試験について、県が実施する地域限定保育士試験では講習を受講する形態となっている。

* 県が実施する地域限定保育士試験で受講する講習の内容について

実技講習及び見学実習を受講する必要がある。

* 本市における地域限定保育士の採用について

採用に当たっては一般の保育士資格と地域限定保育士資格を区別することな

く、双方いずれかの資格を有していれば保育士の資格として認めているため、今後、本市においても地域限定保育士を採用する可能性は十分にあると認識している。

* **保育士の資格証における保育士及び地域限定保育士の判別について**

資格証において、一般の保育士と地域限定保育士を判別可能である。

* **採用後における保育士及び地域限定保育士の人材育成について**

採用後において、一般の保育士及び地域限定保育士を区別した研修等は実施しておらず、OJTなどを活用しながら全体として保育士の質の底上げを図っている。

* **保育士及び地域限定保育士の待遇の差について**

公立保育所においては保育士及び地域限定保育士の待遇の差はない。

* **条例改正に伴い健康診断等において保護者負担が増大する可能性について**

保護者に新たな負担が生じることはないとの認識している。

《意見》

* 健康診断等の実施に関して一定程度現場の裁量に委ねる必要があることは理解しているが、施設ごとに判断基準の差が生じることがないよう運用してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第192号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 幼保連携型認定こども園における幼児教育の質の担保について

認定こども園における幼児教育の質に関して、幼稚園協会、国及び県などの研修において幼児教育の質の向上が図られており、市としても質の確保に向けて検討を進めている。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第193号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第194号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 家庭的保育事業等を行う施設における健康診断の実施状況について

連携する認可保育所等で健康診断を実施している。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第195号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第196号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第200号 川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- * 施設利用終了までの期間における修繕の実施について

令和8年度末の利用終了までの期間においては状況に応じて適宜修繕を実施する予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第203号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について」

- 「議案第204号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について」

- 「議案第205号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について」

- 「議案第206号 川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者の指定について」

- 「議案第207号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれもスポーツセンター等の指定管理者の指定に関する内容であるため、5件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

- * 各区スポーツセンターにおける巡回バスの運行について

多摩スポーツセンターは駅から距離が長いことから、指定管理者として運営を行うに当たり、巡回バスを運行することを仕様書に記載している。他のスポーツセンターは一定の利便性が保たれていることから巡回バスの運行を必須していない。

- * 多摩区以外のスポーツセンターにおける巡回バスの運行について

宮前スポーツセンターでは次期指定管理者より送迎サービスの運行に関する提案があり、利用者の利便性向上に向けて対応を協議している。

- * スポーツセンターへのアクセスに関するコミュニティバスの連携について

コミュニティ交通については行政及び地域住民等多くの関係者が様々な議論を重ねているところである。今後、関係局と協議し、議論していきたい。

* **高津スポーツセンターにおいて一者選定となった理由について**

現指定管理者の実績評価点が高かったために競合他者が応募を控えたものと認識している。

* **総合型地域スポーツクラブと学校部活動の連携状況について**

総合型地域スポーツクラブは市内に12団体あるが、学校と部活動に関して連携しているのは1団体のみである。総合型地域スポーツクラブにおける学校部活動との連携を市総合計画及びスポーツ推進計画における施策として位置付けていることから、今後の対応について検討していきたい。

* **本議案に関する議会への資料提供の在り方について**

指定管理予定者等の社会的信用に関わる知的財産等を含む内容については、開示できない場合がある。議案審査に必要である情報については、指定管理予定者及び関係局と協議の上、最大限、提供に努めていきたい。

* **各区スポーツセンターにおける過誤徴収の経過について**

本事案は、施設の利用枠を1日3回から4回へ変更する条例改正を実施した後、施設を終日通して4回の枠分を利用する際に、スポーツ設備等を全日利用する場合は、本来3回分の利用料を徴収すべきところ、誤って4回分の設備利用料を徴収していたものである。過誤徴収の対象団体へ個別に連絡し、返金等の対応を行った。

* **各区スポーツセンターにおいて設備専用利用料の過誤徴収が生じた要因について**

条例改正当時、運用の変更に重点が置かれ、詳細な条例の変更点について施設への周知が不足していたと認識している。今後、同様の事象の再発を防止し、本庁、区役所及び各区スポーツセンターにおいて連携を強化していきたい。

* **スポーツセンターの条例及び管理運営所管部署について**

条例所管は市民文化局市民スポーツ室であり、管理運営は各区役所である。

* **指定管理者制度における事務委任及び補助執行の在り方に関する検討について**

事務委任の在り方を含め指定管理者制度導入後において生じた様々な課題について検証を重ね、検討していきたい。

* **多摩スポーツセンターにおけるスポーツ教室の利用料金について**

モニタリングを通じ、利用人数等を踏まえつつ、指定管理者と料金設定について調整していきたい。

* **麻生スポーツセンターにおける施設の修繕予定について**

令和8年度に体育館のバスケットゴールについて大規模修繕を実施する予定である。また、利用者からアンケート等で施設の修繕に関する要望が寄せられた場合は、速やかに対応していきたい。

* **麻生スポーツセンターにおける指定管理者による関係施設への勧誘について**

当該施設において指定管理者の宣伝等に関する広報等を置かないよう指導している。

《意見》

- * 幸スポーツセンターにおける巡回バスの運行についても実施に向けて検討してほしい。
- * 民間活用事業者選定評価委員会の委員構成について、現指定管理者の評価を行う委員と次期指定管理予定者の審査・選定を行う委員が同一である体制は望ましくないため、それぞれ個別の委員を選任するよう検討してほしい。
- * 事務委任及び補助執行の在り方について、条例所管部署が管理運営を担う体制とするよう検討してほしい。
- * 多摩スポーツセンターにおけるスポーツ教室等の利用において、市民負担に配慮した料金設定とするよう検討してほしい。
- * 麻生スポーツセンターにおいて、利用者から施設内における悪臭に関する苦情があるため早急に対応してほしい。

《議案第203号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第204号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第205号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第206号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第207号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第208号 川崎市大師コミュニティセンターの指定管理者の指定について」 《主な質疑・答弁等》

- * 大師コミュニティセンターを複合施設として整備する方針に至った経緯について
大師支所の建て替えを契機として、近隣にこども文化センター及び老人いこいの家を有していたため、これらの施設と支所機能の合築に伴う効果を期待して複合施設を整備する方針となった。
- * 老人いこいの家及びこども文化センターの老朽化に伴う今後の整備の在り方の検討について
老人いこいの家及びこども文化センター等に関し、地域の実情を踏まえ、多目的化、機能の充実について関係局と協議の上検討していきたい。
- * 子どもと高齢者の利用が重複する時間帯の対応について
地域住民及びワークショップ等において子どもと高齢者の動線の重複に関して懸念する意見があり、設計時から考慮し対応している。また、高齢者は午前中の利用、子どもは学校終了後の午後の時間帯における利用が多いことを踏まえた時間分けとするなど、居室ごとに利用する時間帯を区分する対応を検討している。夏休み期間などは通常期と利用状況に変化が生じるため、運用方法について指定管理者と調整し適宜適切に運営していきたい。
- * 利用者の利便性の担保について

コミュニティセンターは現在の老人いこいの家より開館時間が長くなるため、利用者の利便性は向上すると考えている。

* **運動室の利用形態について**

従来のこども文化センターの運動スペースの機能を継承しており、時間を区切った上で自由に運動ができるスペースとして子ども向けに開放する予定である。

また、高齢者についても利用できるよう時間帯等を調整したい。

* **指定管理者における高齢者への対応について**

指定管理予定者が運営する他施設ではこども文化センター及び老人いこいの家の合築施設が多く、相互に行事等で連携して取り組んだ実績を有している。また、現在老人いこいの家を運営している社会福祉協議会から運営に係る専門的な知見を継承していきたい。

* **老人いこいの家の利用団体における継続利用について**

現在、老人いこいの家で居室等を定期的に利用している団体が今後も継続して利用することができるよう、指定管理者と調整していきたい。

* **老人いこいの家及びこども文化センターで実施していた行事の存続について**

従来の事業の継承を望む利用者の意見を踏まえ、行事については従来の内容から支障を来すことがないよう運営していきたい。

《意見》

* 合築施設の整備の在り方を議論する協議体の創設について検討してほしい。

* コミュニティセンターへの複合化に関して、従来のこども文化センター及び老人いこいの家の機能の十分な継承について懸念があることから、本議案には賛成できない。

* 指定管理者制度に制度設計上の構造的な問題があると認識しており、新規の指定管理者制度導入に反対であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第209号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 選定評価委員会の摘録における「国際交流」及び「多文化共生」の位置付けの差異について

国際交流センター設置当時は、市民が国際理解、文化交流を通して海外のことを知り、海外の方と国際友好親善を図ることが求められていた。「国際交流」は、このようなことにまつわる取組を指す。一方、平成17年に策定した多文化共生社会推進指針に位置付けられている、外国人住民への情報提供、相談窓口の設置、日本語学習及びそれぞれの市民が持つ文化を理解・尊重する意識啓発といった取組を「多文化共生」と呼び、昨今の急激な外国人住民の増加等により、この多文化共生施策の重要性が一層高まっていることを重要視しているという趣旨の発言の中での文言である。

* 当該施設のトイレの修繕状況について

男性トイレの大便器及び小便器がそれぞれ 1 か所、女性トイレの大便器が 1 か所故障しており、現時点では改修工事が完了していない。

* 一者選定となった理由及び過去の応募状況について

当該施設は国際交流及び多文化共生といった専門性が求められる分野であり、新規参入に慎重となった事業者が多かったと認識している。本施設の指定管理による運営は指定管理者制度を導入した平成 18 年以降、いずれも川崎市国際交流協会が代表団体の JV が指定管理者となっている。

* 指定管理者の募集における競争性を促す取組について

PPP プラットフォームの登録事業者へのアンケートを通じて、仕様書の記載に関する意見聴取を実施し、意見を踏まえて新規事業者がより参入しやすいよう仕様書の記載を変更した。

《意見》

- * 当該施設のトイレについて、速やかに修繕してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 210 号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 当該施設の利用状況について

情報提供室を開放しており、利用者が自習等による学習目的で活用しているほか、保育室を一般開放し、地域住民等が利用している。

* ホールの稼働率について

過去 4 年間におけるホールの稼働率は、約 78.3 パーセントである。

* ホールにおける排水管の改修工事の予定について

令和 3 年度にホール棟における排水管の劣化調査を実施し、3 年から 5 年程度で修繕及び更新工事又は劣化調査を必要とする結果が出ていることから、資産保有の最適化に関する取組方針を踏まえ、関係局と協議し今後の対応を検討していく。

* ホールにおける特定天井の改修工事の予定について

特定天井については東日本大震災の際にミューザ川崎シンフォニーホールで被害が発生したことを契機として、当該施設においても、今年度に調査を実施し、今後の対応を検討する予定である。また、近隣の高津市民館のホール改修工事を令和 9 年度末まで実施する見込みであることから、工事時期が重複しないよう調整が必要であると認識している。

* 今後における当該施設の活用方針について

当該施設は本市の男女平等施策を推進する拠点として重要な役割を果たしている一方、老朽化していることから、今後の活用方針等に関して検討を進めていきたい。

* 指定管理者の選定評価における採点方法について

市民文化局民間活用事業者選定評価委員会では選定委員による採点を 2 回実

施しており、1回目の採点後に選定委員の意見交換を実施し、その後改めて2回目の採点を行っている。現状の採点方法については関係局と協議し検討していくきたい。

* **女性支援事業に関する数値目標の設定の在り方について**

目標値の達成のみを目的とせず、周知、広報及び啓発など指定管理者と積極的に取組を展開し、今後についてはより適切な目標設定を検討していきたい。

* **当該施設の名称における性的指向及びジェンダーアイデンティティへの配慮について**

当該施設の名称が直接、性の多様性の問題に抵触するとは認識しておらず、現時点では施設の名称を変更する予定はない。

《意見》

* **当該施設の工事実施時は市民へ丁寧に周知してほしい。**

* **民間活用事業者選定評価委員会の採点方法について、極端な点数の偏りが選定結果に影響を与えることを防ぐため、最低点及び最高点を除く方法を検討してほしい。**

* **民間活用事業者選定評価委員会の委員構成について、現指定管理者の評価を行う委員と次期指定管理予定者の審査・選定を行う委員が同一である体制は望ましくないため、それぞれ個別の委員を選任するよう検討してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第215号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* **近隣住民からの苦情への対応について**

近隣住民から利用児童の活動に関する意見が寄せられた際は、迅速に対応している。また、施設周辺における落ち葉などについて速やかに清掃し、プールの利用時及びイベントの開催時においては、事前に近隣住民に周知するなど、理解を得られるよう努めている。

《意見》

* **利用する児童が健全に活動できるように指定管理者と議論を重ね、近隣住民への説明に努めてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第216号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* **指定管理期間を3年間とした理由について**

令和6年に教育委員会事務局が公表した「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（中間報告）」において、建て替えは一旦凍結し、他施設の活用を前提に検討を進めることができており、これを受けて、今回の指定期間は令和

10年度までの3年間としている。

《意見》

* 川崎市ハケ岳少年自然の家の廃止に反対であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第217号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 一者選定となった理由及び過去の応募状況について

指定管理者の応募に当たっては、市ホームページへ掲載し周知したところであるが、結果として一者選定となった。本施設の指定管理による運営は現在4期目であるが、1期目から4期目までいずれも1団体のみの応募であった。

* 指定管理者の募集における競争性を促す取組について

他施設と同様に広報に取り組んでいる。

* 一者選定の利点及び課題について

今回の指定管理予定者が前期においても高い評価を得ており、事業を継続して実行できる利点がある一方で、競争性に劣る点が課題であると認識している。

* 非公募更新としなかった理由について

指定管理者制度導入の効果が見られたため、指定管理者制度の適用中止及び非公募とする議論はなかった。

* フリースペースえんの登録者が増えている要因について

不登校の児童が増えていることや利用者の声が評判となり、認知されるようになったことが要因であると認識している。

* フリースペースえんの登録者数に占める利用者数の割合及び推移について

フリースペースえんの登録者約150人のうち、利用者は約100人である。また、日々継続して利用している児童は約50人である。加えて、継続して利用している児童は開設当初と比較し、約30人から約50人に増加している。

* フリースペースえんの利用と学校における出席の取扱いについて

保護者と児童の希望でフリースペースえんを利用している旨を学校へ届け出ることにより、国のガイドラインに基づいて学校長の判断により出席として扱うことが可能である。

* フリースペースえんの登録者に関する学校への届出の状況について

届出は保護者と児童の希望によるものであり、登録者約150人の全員が学校へ届け出でない。学校に通いながらフリースペースえんを利用する場合もある。

* 施設利用児童への意見の聴取について

指定管理者が実施する利用者へのアンケート等を通じて利用者の意見の把握に努めている。

* フリースペースえんの登録未利用者への対応について

児童の心理的負担を考慮しつつ、施設来所時に児童に寄り添うなど丁寧に対応

していきたい。

* フリースペースえんにおける保護者への対応について

利用登録時の面談から保護者と関係性を築くとともに、今後、保護者同士の悩みを共有できる場の設定などを検討している。登録未利用の状態にある児童の保護者についても、相談が容易となる機会を設けることが重要であると認識している。

* フリースペースえんの利用者に関する昼食提供について

利用者の昼食提供を実費徴収で実施している。

* モニタリングの実施状況について

指定管理者によるセルフモニタリングを実施すると共に、年度評価及び中間モニタリング等の実地調査に加え、適宜施設を訪問し運営に関する課題の共有を図っている。

《意見》

- * 不登校対策は重要な施策であることから、登録未利用の状態にある児童に配慮し、丁寧に対応してほしい。
- * 不登校の児童への支援は継続性が重要であることから、当該施設を直営で運営するよう検討してほしい。
- * 当該施設は利益追求を目的とする施設ではないため、利益追求にとらわれることなく、公共性を生かした施設運営に注力してほしい。
- * 学校給食無償化が実現した場合には、フリースペースえんの利用者も対象となるように検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決